

山鹿市不妊治療費助成事業

～令和8年度から変更があります～

【不妊治療の種類】

保険適用の対象となる治療（保険内診療）	一般不妊治療 ・ タイミング法 ・ 人工授精	生殖補助医療 ・ 体外受精 ・ 顕微授精												
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">年齢制限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">回数制限</th> </tr> <tr> <th>初めての治療開始時点の助成の年齢</th> <th>上限回数</th> </tr> <tr> <td>40歳未満</td> <td>通算6回まで（1子ごと）</td> </tr> <tr> <td>40歳以上43歳未満</td> <td>通算3回まで（1子ごと）</td> </tr> </table>		年齢制限		治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること		回数制限		初めての治療開始時点の助成の年齢	上限回数	40歳未満	通算6回まで（1子ごと）	40歳以上43歳未満
年齢制限														
治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること														
回数制限														
初めての治療開始時点の助成の年齢	上限回数													
40歳未満	通算6回まで（1子ごと）													
40歳以上43歳未満	通算3回まで（1子ごと）													
保険外診療		・ 43歳以上 ・ 上限回数を超えた治療 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 先進医療のうち不妊治療に関する治療 …タイムラプス（母体に戻す前の受精卵の管理を行う治療）など 不妊治療のうち、生殖補助医療（保険適用）と併用して実施され、保険適用外となる検査及び治療のことをいいます。 </div>												

〈令和8年度の主な変更点〉

	種類	保険適用の対象となる治療（保険内診療）			保険外診療	
		一般不妊治療		体外受精・顕微授精	先進医療	43歳以上、 上限回数を超えた治療
		タイミング法	人工授精			
令和7年度	助成対象の治療	○	○	○	/	/
	助成額	年度上限5万円（夫婦1組につき）			/	/
令和8年度	助成対象の治療	○	○	○	○	/
	助成額	年度上限5万円（1組の夫婦につき）			年度上限5万円 （1組の夫婦につき）	/

①山鹿市の不妊治療費助成の対象治療範囲を拡大し、「先進医療（保険外診療）」が追加となります。

②【保険適用の対象となる治療（保険内診療）】と【先進医療（保険外診療）】の治療別に申請が可能となります。

令和7年度は【保険適用の対象となる治療（保険内診療）：年度上限額5万円】のみ申請。

令和8年度は【保険適用の対象となる治療（保険内診療）：年度上限額5万円】と【先進医療（保険外診療）：年度上限額5万円】、別々に申請を受け付けます（両方申請することも可能です）。

③令和8年度から提出書類が変更になります。

詳細は裏面をご覧ください。

山鹿市不妊治療費助成事業のご案内

令和8年4月1日～

山鹿市は少子化対策の一環として、不妊治療を受けた夫婦（婚姻届未届含む）の負担軽減のため、医療機関に支払った不妊治療費を助成します。

1 助成対象者：以下（１）～（４）すべてに該当する方

- （１）夫婦のいずれかが対象不妊治療を受けた期間中及び当該助成の申請を行う日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- （２）夫婦いずれもが山鹿市税を滞納していないこと。
- （３）当該助成の不妊治療開始時における妻の年齢が43歳未満であること。
- （４）当該助成の不妊治療に関し、他の助成金の交付を受けていないこと。

2 助成対象治療および助成額

	助成対象治療	助成額	備考
①	保険内診療の不妊治療	1組の夫婦につき、年度上限額5万円	※①②は併用申請が可能
②	先進医療（保険外診療）の不妊治療	1組の夫婦につき、年度上限額5万円	

3 申請方法

- （１）申請期限：不妊治療を受けた日が属する月の初日から1年以内
（例：不妊治療開始日が今年の4月10日の場合、翌年の3月31日まで申請可能）
- （２）申請場所：山鹿市健康増進課（山鹿健康福祉センター内）
- （３）提出書類：

婚姻の届出をしている申請者	婚姻届未届（事実婚にある）申請者
○山鹿市不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）	○山鹿市不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
○山鹿市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）	○山鹿市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
○当該申請に係る領収書および明細書（原本を持参。）	○山鹿市不妊治療費助成事業に係る事実婚に関する申立書（様式第3号）
○夫婦の戸籍謄本（最新のもの。夫婦一組につき一部。）	○当該申請に係る領収書および明細書（原本を持参。）
○振込希望口座がわかる書類（通帳持参の場合、受付時複写します。ネット銀行のみで通帳がない場合、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人がわかる画面を印刷し提出。）	○申請者及びパートナーそれぞれの戸籍謄本（最新のもの。）
	○振込希望口座がわかる書類（通帳持参の場合、受付時複写します。ネット銀行のみで通帳がない場合、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人がわかる画面を印刷し提出。）

- （４）持参物：申請書持参者の本人確認のための顔写真付き身分証明書

4 問い合わせ先

山鹿市健康増進課（山鹿健康福祉センター内。平日 9：00～17：00）
住所：〒861-0531 山鹿市中 578 番地
電話：0968-43-0050